

秋田市告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および再開したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年8月10日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
稲庭クリニック	秋田市南通宮田15番44号	令和8年5月1日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
稲庭クリニック	令和8年4月30日

3 再開

事業所名称	再開年月日
神田歯科医院	令和8年5月7日